

1 1 消防長及び消防署長の資格に関する基準について

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）の一部改正に伴い、市町村の消防長及び消防署長の資格に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例を制定していく必要があります。

	従うべき基準	標準とする基準	参酌すべき基準
国が示す基準の考え方	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準に従わなければならない。・地域の実情に応じて国の基準の強化は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。・地域の実情に応じて国の基準の強化、追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

- ・ 消防組織法
- ・ 市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令

(2) 基準の概要

- ・ 消防長の資格に関する基準
- ・ 消防署長の資格に関する基準

(3) 基準の対象

名称	概要
消防長	消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する消防本部の長
消防署長	消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する消防署の長

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

該当なし

イ 標準とする基準

該当なし

ウ 参酌すべき基準

見出し	概要
消防長の資格基準	政令第1条第1項 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職等に1年以上あったもの
	政令第1条第2項 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったもの
	政令第1条第3項 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職等に2年以上あったもの
消防署長の資格基準	政令第2条第1項 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったもの
	政令第2条第2項 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年以上あったもの
	政令第2条第3項 消防団員として消防事務に従事した者であって、消防団の副団長の職等に3年以上あったもので、消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けたもの

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

これまで、国の基準のもと、施策・事業を展開し、適切なサービス水準を確保してきたことを踏まえ、国の基準を基本としつつ、本市の実情や地域特性を考慮し、より適切なサービスが提供できる場合等には、本市独自の基準を設けることとする。

(2) 国の基準に対する本市の判断基準

ア 国の基準を採用するもの

- ・ 国の基準で適切な事務事業を執行できる場合
- ・ 国の基準で十分な安全性が確保できる場合
- ・ 国の基準を採用し、全国一律の水準を確保することが望ましい場合

イ 本市独自の基準を設けるもの

- ・ 国の基準を変更（独自基準を採用）した方がより本市の実情に合致する場合
- ・ 国の基準が最低基準であり、既に国の基準の上乗せとなっている市の基準を引き続き適用することが適切な場合
- ・ 政策の推進に向け、条例等で規定することが適切な場合

(3) 基準設定の方向性

「消防長及び消防署長の資格に関する基準」については、下記のとおり、本市独自の基準を設定します。

基準の対象	国が政省令で定める基準 (すべて【参酌すべき基準】)	本市が設定する基準	基準設定の理由
消防長	消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令第1条第1項 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。	市の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。	消防長は、消防組織の長として、組織全体の企画運営や管理等の統括のほか、大規模災害時等において、災害の防除及び被害軽減に向けた指揮命令を円滑に執り行うことが求められており、多様な消防組織を統括した経験から、災害対応の知識や判断力、統率力、管理能力を備えていなければならないため
	政令第1条第2項 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったものであること。	(設定しない)	政令基準第1条第2項は、政令第1条第1項及び第3項の基準から消防長として適任な人材を確保できない市町村を想定しているため
	政令第1条第3項 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。	市の行政事務に従事した者で、市長の直近下位の内部組織の長の職その他市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。	消防長は、消防組織の長として、大規模災害時等における指揮命令のほか、組織全体の企画運営や管理等を円滑に執り行うことが求められており、幅広い分野を対象とする行政組織を統括した経験から、管理・調整能力や判断力、統率力を備えていなければならないため

基準の対象	国が政省令で定める基準 (すべて【参酌すべき基準】)	本市が設定する基準	基準設定の理由
消防署長	政令第2条第1項 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年（消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間）以上あったものであること。	市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に1年（消防長が定める教育訓練を消防学校等において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間）以上あったものであること。	消防署長は、災害時の第一線活動を円滑に指揮命令することが求められており、消防司令より上位の階級である消防司令長以上としての高度な消防活動経験に基づく、災害対応の知識や判断力、統率力、管理能力を備えていなければならないため なお、在職期間の控除対象となる教育訓練及び期間については、消防署長を任命する消防長が定めることとする。
	政令第2条第2項 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年（消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間）以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。	(設定しない)	政令基準第2条第2項及び第3項は、第2条第1項の基準から消防署長として適任な人材を確保できない市町村を想定しているため
	政令第2条第3項 消防団員として消防事務に従事した者であって、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったもので、消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。	(設定しない)	

(4) 施行日

平成27年4月1日（予定）